

## 稚内市子ども・子育て審議会条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、稚内市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援等に関する事項について調査審議すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 子育て関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 子どもの保護者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができな

い。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による審議会の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。